

臨床医学委員会分科会の設置について

分科会等名：出生・発達分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	臨床医学委員会
2	委員の構成	5名以内の会員および10名以内の連携会員
3	設置目的	発達障害は出生後まもなくから生涯を通してその人と家族、そして社会に大きなインパクトをもたらすことから、今日では国際的に大きな社会問題となっている。発達障害の解明と治療法に向けての近年の国内外の研究の加速は著しいものがあり、わが国の障害福祉や教育、医療保健の施策においても整備がすすみつつある。しかしながら、遺伝と環境の相互作用のもとでの脳の発達異常という現象が孕む問題の広汎で複雑な性質から、科学的根拠にもとづくサービスの社会実装はなかなか進んでおらず、研究成果と実社会での福祉・教育サービスとの間に深刻なギャップが存在する。本分科会は、発達障害に関連する医療を主とするさまざまな学問領域の研究者が、社会実装を阻害する要因を議論し、必要な提言を行って、国の関連施策の推進に資するとともに、広く国民への啓発を行う。
4	審議事項	発達障害児とその家族へのエビデンスに基づく支援サービスの普及を阻害する諸問題に関する検討と、課題克服への提言作成に関する審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置